

議案第 2 号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 2 年 5 月 1 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 1 年法律第 1 3 号）の施行により優良住宅に係る認定基準を規定している租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）が改正されたことに伴い、関係条文を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例(平成12年富津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表9の項中「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第16号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。